

六十二 第65条の3《特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(当該事業年度前の連結事業年度に他の連結法人が2,000万円の損金算入の特例を受けた場合の適用関係)</p> <p>65の3-3の2 措置法第65条の3第1項に規定する2,000万円の額は、法人ごとの年を通ずる損金算入限度額であるから、仮に、法人の当該事業年度直前の事業年度が連結事業年度に該当し、かつ、当該連結事業年度において当該法人と連結完全支配関係を有する他の連結法人が措置法第68条の74第1項の規定の適用対象となる特定土地区画整理事業等のための譲渡を行ったことにより、連結所得の金額の計算上、同項の規定による2,000万円の損金算入の特例の適用を受けている場合であっても、当該連結事業年度後の当該事業年度において、当該法人が当該他の連結法人が行った譲渡等の日と同一年中の日に措置法第65条の3第1項の規定の適用の対象となる特定土地区画整理事業等のための譲渡を行ったときには、同項に規定する2,000万円を限度として同項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(注) 同項の2,000万円の損金算入の特例による損金算入限度額の計算上2,000万円から控除することとなる金額は、同一の年に属する期間中の特定土地区画整理事業等のための譲渡につき措置法第65条の6の規定(同法第68条の77の規定を含む。)の適用を受けたかどうかにかかわらず、当該特定土地区画整理事業等のための譲渡につき既に措置法第65条の3の規定(同法第68条の74の規定を含む。)により計算した損金算入額となる。</p>	<p>(新設)</p>